

2026年度 須坂市 中小企業振興資金のご案内(概要版)

固定

長期

市が保証料の一部もしくは全部を負担

中小企業の皆さんが事業経営資金を円滑に調達できるよう、市が金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低利で融資を行う制度です。(長野県信用保証協会の保証が必要)

中小企業者の範囲

▼資本金または従業員数のいずれかが該当すれば利用可

業種	資本金	従業員数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 <small>(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</small>	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 または 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

■農業、林業、金融・保険業等、一部対象とならない業種もあります。詳しくはお問い合わせください。

■小規模企業者:常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業は5人)以下の法人または個人。サービス業のうち、宿泊業および娯楽業を営む法人または個人、医業を営む法人は従業員数20人以下。

※特別小口資金をご利用の際は必ず常時使用する従業員数を確認してください。

利用できる方

▼原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者の方

区分		運転資金		設備資金	
		市内事業所	市外事業所	市内事業所	市外事業所
法人	商業・法人登記所在地が市内	○	○	○	×
	商業・法人登記所在地が市外	×	×	○	×
個人	住民登録地が市内	○	○	○	×
	住民登録地が市外	×	×	○	×

■4ページの「①利用いただけない方」もご覧ください。

■設備資金は、市外に設置するもの・固定資産計上されないものは対象外です。

■下記取扱金融機関を利用していない場合は対象外です。

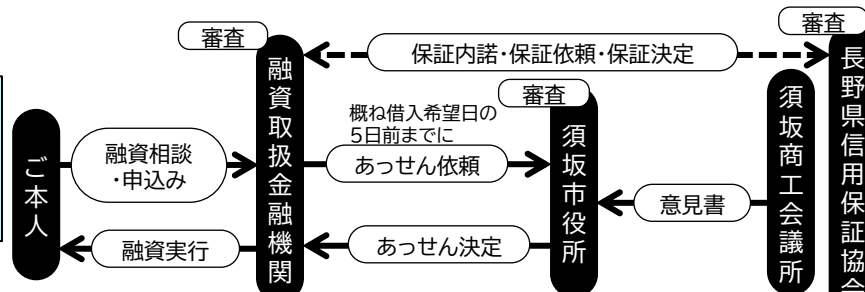
■長野県信用保証協会や金融機関の審査結果により、ご希望に添えないこともあります。

■独立開業資金は運転資金・設備資金ともに、市内に商業・法人登記がある法人、もしくは住民登録がある個人の市内での開業が対象となります。

手続きの流れ

*経営安定資金 および
独立開業資金(新規開業予定者)
→須坂商工会議所

*その他資金 →市産業政策課



保証料補助について

区分	通常時 (事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しない場合)	事業者選択型経営者保証非提供制度利用時	
		信用保証料上乘せ 0.25%時	信用保証料上乘せ 0.45%時
通常の保証を利用する場合	4/5	3/5	1/2
セーフティネット保証・創業 関連保証を利用する場合	1/1	3/4	2/3

■市内転入支援資金・特別災害対策資金・緊急借換資金は保証料を全額補助します。

■SSS保証利用の場合は、上乘せ分を含めた保証料を全額補助します。

支援機関・取扱金融機関

■支援機関 須坂商工会議所中小企業相談所 026-245-0031 長野県信用保証協会本店営業部 026-234-7271

■取扱金融機関 八十二長野銀行 須坂支店 026-245-1082 小布施支店 026-247-5682

長野信用金庫 須坂支店・太子町支店 026-245-1110 墨坂支店 026-246-0511

小布施支店 026-247-3141

長野県信用組合 須坂支店 026-245-0620 須坂南支店 026-248-3911

商工組合中央金庫 長野支店 026-234-0145

2026年度 須坂市中小企業振興資金一覧

資金名	対象要件	資金 使途	限度額	利率 (年)	返済期間 (土地、建物等)	返済方法	担保		
特別小口資金 ■信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えることは不可 窓口:産業政策課	市内に商業・法人登録または住民登録のある小規模企業者	運転	2,000万円以内	1.8%	7年以内	月賦返済 (1年以内据置)	原則不要		
	市内に工場もしくは店舗等がある小規模企業者	設備			10年以内				
普通資金 窓口:産業政策課	市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等	運転	5,000万円以内	2.1%	7年以内	月賦返済 (1年以内据置)			
	市内に工場もしくは店舗等がある中小企業者等	設備	1億円以内		10年以内 (12年以内)				
経営安定資金 ■須坂商工会議所経営指導員の指導を受けること 窓口:須坂商工会議所	経営安定に支障が出ており、下記の いずれか の要件を満たす中小企業者等 ▼セーフティネット保証各号の認定 ▼申込み前3か月の売上が前年の いずれか 同期比5%以上減少 ▼申込み前6か月の売上が前年の いずれか 同期比3%以上減少 ▼倒産企業への回収困難な売掛金等があり、須坂商工会議所が認定した企業 ▼危機関連保証の認定	運転	5,000万円以内	1.6%	7年以内	月賦返済 (1年以内据置)			
		設備			10年以内 (12年以内)				
特別借換資金 ■市制度資金の借入金について1回限り ■既借入金の返済開始後、1年以上経過していること ■同一金融機関での借換であること ■借換により従前の借入金を一括返済すること 窓口:産業政策課	複数債務の一本化等による経営改善を行う、下記の要件を 全て 満たす中小企業者等 ▼経営が健全で返済能力が確実である ▼借入金の返済に遅滞がない ▼借換について長野県信用保証協会の制度の条件を満たすこと ▼借入金の残債の金額に新たな資金を追加する額は既借入金の残債の額を超えないこと	運転	5,000万円以内	1.8%	10年以内	月賦返済 (1年以内据置)	必要に応じて求める		
特別運転対策資金 窓口:産業政策課	市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等	運転	1,000万円以内	1.7%	1年未満	月賦償還 または 期日一括償還			
独立開業資金 ■限度額は運転・設備資金の合計で3,500万円以内 窓口:須坂商工会議所 産業政策課	市内に商業・法人登録または住民登録し、創業関連保証またはSSS保証を利用する、下記の いずれか の要件を満たす中小企業者等 ▼現在事業を行っていない個人で、市内で開業しようとする具体的な計画を有している中小企業者等(須坂商工会議所経営指導員の指導を受けること) ▼開業から5年未満の中小企業者等	運転	2,000万円以内	1.0%	7年以内	月賦返済 (1年以内据置)	原則不要		
		設備	3,500万円以内		10年以内				
市内転入支援資金 窓口:産業政策課	市内に移住後1年以内に市外で5年以上継続して営んでいた事業を継続するため、市内に初めて事業所等を設置する中小企業者等	運転	5,000万円以内	1.1%	7年以内	月賦返済 (1年以内据置)			
		設備	5,000万円以内		10年以内				
特別災害対策資金 窓口:産業政策課	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明等を受けた者	市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等	通常時は利用できません(申込受付期間は発災から1年以内で市が定めます)		7年以内	月賦返済 (1年以内据置)			
		市内に工場もしくは店舗等がある中小企業者等	5,000万円以内	0.9%	10年以内 (12年以内)				
緊急借換資金 ■市制度融資の借入金で同一金融機関での借換であること ■既借入金の返済開始後6か月以上経過していること ■借換により従前の借入金を一括返済すること ■新たな資金の追加はできない 窓口:産業政策課	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害の影響を受けたことにより、経営の安定に著しい支障が出ていると認められる者で、下記の要件を 全て 満たす中小企業者等 ▼セーフティネット保証4号認定と同等の経営状況であると認められる者 ▼経営が健全で返済能力が確実である ▼借入金の返済に遅滞がない ▼借換について長野県信用保証協会の制度条件を満たすこと ▼複数債務の一本化等による経営改善のため、発災以前の市制度資金を1回に限り借り換えるもの(特別借換資金も対象に含む)	運転	通常時は利用できません(申込受付期間は発災から1年以内で市が定めます)		5,000万円以内	1.4%	10年以内	月賦返済 (1年以内据置)	必要に応じて求める

必要書類一覧表

■下記のほか、追加で書類の提出を求める場合もございます。

提出書類 ★は市ホームページからダウンロードできます	(市の審査分) 原則1部	資金名									備考
		特別小口資金	普通資金	経営安定資金	特別借換資金	特別運転対策資金	独立開業資金	市内転入支援資金	特別災害対策資金	緊急借換資金	
★融資あっせん申込書 (市・金融機関・申込者分)	原則3部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実印の押印は不要 1通は市から申込者へ送付
信用保証委託申込書 保証人等明細	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	信用保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要だが、「経営者保証を不要とする取扱い確認書」の写しを提出
定款(法人のみ)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	初回申込み時、または前回申込み時から変更がある場合
登記事項証明書(法人のみ) (法務局で発行したもの)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	初回申込み時、または前回申込み時から変更がある場合
印鑑登録証明書(個人分・法人分および連帯保証人分)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	初回申込み時、または前回申込み時から変更がある場合(発行から3か月以内)
直近の確定申告書(個人) または 決算書および勘定科目明細書(法人)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	確定申告書の個人番号はマスキングして提出
★経営状況調書(個人) または 試算表(法人) (決算より6か月以上経過の場合)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人の場合は経営状況調書を提出 試算表を作成していない場合は、収入支出・資産負債・売上等の直近の経営状況が把握できるもの
市税完納証明書(個人分・法人分) (法人の場合は法人分のみ)	原本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	納税証明書ではないので注意 申込時点の納税状況を確認するため、直近のもの(発行から1か月以内)
★個人情報の提供に関する同意書 (制度資金事前相談用)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	宛先に「須坂市」と入っているもの 法人の場合、代表者個人が申請者
見積書・設計図・カタログ (市内に設置するもののみ対象)	写し	○	○	○			○	○	○		見積書は有効期限内のもので、見積会社の記名押印が必要 見積先には申込者本人(法人の場合は法人名)の宛名が記載されていること インターネットから購入の場合、画面のダウンロードで車両の場合は車種や付属品等が対象が確認するため、見積書等持参の上、必ず申込前に産業政策課まで事前に相談をすること
(建物)建築確認済証、契約書、改修同意書等	写し	○	○	○			○	○	○		法人の場合、法人所有の財産が対象 事業に使用する部分のみ対象 建設概要がわかるもの
(土地)売買契約書案等	写し	○	○	○			○	○	○		土地の価格・所有権移転等が確認できるもの
許認可証 (提出が間に合わない場合、保証協会様式の念書を提出)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保証協会で定める許認可や届出等を必要とする業種を営む方 登録名・有効期限に注意 念書で対応した場合、許可後に許認可証の写しを提出
請負工事状況報告書 (金融機関様式)	写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業で知事又は国土交通大臣の許可を必要としない方(一定規模以下の建設工事のみを請負って営業する場合)
★経営向上計画書	原本			○							具体的な計画となっていること
最近3か月(6か月)および、前年いずれか同期の売上げの減少が確認できる書類 (市長特認のみ、様式の定めなし)	写し			○							各月々の財務諸表(試算表、売上表、総勘定元帳等)の写し または、税理士・公認会計士・中小企業診断士・須坂商工会議所経営指導員が証明した書類
セーフティーネット保証認定書 (該当者)	写し			○							市へ申請し認定を受ける
★創業計画書(SSS保証を利用する方は同保証専用) または ★収支計画書(開業後5年未満で売上発生から決算前) または 決算書(開業後5年未満で決算後)	原本						○				①開業届提出前、会社設立前は創業計画書 ②開業届提出後、会社設立後から売上発生するまでの間、または売上発生後間もない場合は創業計画書 ③売上発生から決算書を作成するまでの間は収支計画書 ④開業後5年未満で決算後の場合は決算書を添付、収支計画書は不要
事業を営んでいない個人であった事実を証する書類	写し						○				源泉徴収票・確定申告書・所得証明等前職のもの(新規開業予定者のみ)
開業届または登記事項証明書	写し						○	○			開業日がわかるもの
須坂商工会議所の意見書 (提出書類をそろえて借入希望日の約2週間前に商工会議所へ申請してください)	原本			○			○				須坂商工会議所経営指導員が現地確認やヒアリングの上作成 すでに開業している場合でも意見書を求める場合がある
借換対象資金の償還表	原本				○				○		申込時点で返済に遅延がないことを金融機関が記入・押印した金融機関の証明書類
罹災証明書・被災証明書等	写し								○		災害により被害を受けた事実を証するものとして市町村長等が発行したもの
あっせん要件確認書	原本									○	税理士、公認会計士、中小企業診断士、須坂商工会議所経営指導員が証明した書類
売上等明細表	原本									○	

■設備資金の場合、設備完了後速やかに「★設備完了届」・「領収書の写し」・「完了後の写真(修繕の場合、場所ごとに施工前後の写真)」
「名義を変更したことがわかるもの(登記事項証明書、車検証の写し)」等を提出してください。

①ご利用いただけない方

- ▼信用保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方
- ▼金融機関からの取引停止の処分を受けている方
- ▼経営継続の見込みがない方
- ▼営業と家計が分離していない方
- ▼本制度を不正に利用したことがある方
- ▼許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ▼公序良俗に反する行為または違法な行為を行っている方
- ▼市税を完納していないまたは市税の申告をしていない方
- ▼その他融資をすることが不適当であると認められる方

②対象外の経費

- ▼事業用途と認められない経費(店舗併用住宅の住宅部分、自家用車両の購入、事業に不要なオプション等)
- ▼投機的なものや過剰取得と認められるもの
- ▼融資申込み時において、すでに代金の支払いが行われているもの
- ▼**貨物自動車でない車両(3、5ナンバー等の車両)を取得する場合**
ただし、事業活動への必要性が明確であり、社会通念上適当と認められる車両及び車種は乗用自動車も対象とすることができる(この場合、融資申込前に「車両選定理由書」を提出の上、塗装または取り外しのできないステッカーで車体に事業所名や屋号を記載)

③セーフティーネット保証制度(経営安定資金関係) 市が認定を行う

- ▼この制度は取引先等の再生手続等の申請や、事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に、保証限度額の別枠化等による支援を行う国の制度です。認定の基準は1号から8号までありますが、特にご利用の多い認定が4、5号認定です。
- ▼4号:突発的災害(自然災害等)の認定基準は、経済産業大臣の指定を受けた災害等の影響を受けており、下記の要件を全て満たす中小企業者が対象です。
 - ・指定をうけた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - ・災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。
- ▼5号:業況の悪化している業種の認定基準は、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する業種を行っており、下記のいずれかの要件を満たす中小企業者が対象です。
 - ・最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
 - ・最近3か月間の売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少していること。

④危機関連保証制度(経営安定資金関係) 市が認定を行う

- ▼この制度は内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、資金繰りDI等が短期かつ急速に低下することにより、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。
- ▼下記の要件を全て満たす中小企業者が対象です。
 - ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
 - ・認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
- ▼2026年3月現在、認定案件はございません。

⑤長野県中小企業融資制度 問合せ:長野地域振興局商工観光課026-234-9527

- ▼長野県でも事業者向け融資を行っています。利用にあたっては、金融機関および長野県信用保証協会の審査が必要となります。
- ▼申込書類は長野県ホームページをご覧ください。なお、税金の未納がないことの証明書は、県税は「納税証明書(県税事務所が発行)」、市税は「完納証明書(市税務課で発行)」を添付してください。
- ▼車両の購入を予定している場合、必ず事前に長野地域振興局まで相談・確認をしてください。

⑥日本政策金融公庫の融資制度 窓口・問合せ:須坂商工会議所026-245-0031

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

資金用途	融資限度額	年利(%)	返済期間	据置期間	担保・保証人
運転資金	2,000万円 (条件による)	2.40	10年以内	2年以内	不要
設備資金					

■記載事項は2026年3月2日時点のものです。年度途中で変わることがあります。

- ▼利用できる方(下記の要件を全て満たす方)
 - ・小規模事業者
 - ・原則6か月以上商工会議所の経営指導を受けている
 - ・最近1年以上市内で事業を営んでいる
 - ・所得税、法人税等の税金を完納している
 - ・日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる

【問合せ】 須坂市役所 産業振興部 産業政策課 労政金融係
〒382-0911 須坂市大字須坂1295番地1 須坂駅前ビルシルキー2階
TEL:026-248-9033(課専用) E-mail:sangyo@city.suzaka.nagano.jp